

青森県報

第三十八号

令和元年
七月三十一日
(水曜日)

目次

告示

○青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程……………(労政・能力
開発課) ……一

公告

○建設業者の許可の取消し……………(中
南地域
県民局) ……二

○右 同……………(西
北地域
県民局) ……二

○右 同……………(上
北地域
県民局) ……三

出先機関

○道路の位置の指定……………(西
北地域
県民局) ……三

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運
転免許課) ……三

告示

青森県告示第二百二十四号

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程(昭和三十四年一月青森県告示第九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(消費税等仕入控除税額の確定に係る報告等)

第十条 補助事業者は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、知事の定めるところにより、補助金消費税等仕入控除税額報告書(第八号様式)を知事に提出するものとする。

2 知事は、補助金消費税等仕入控除税額報告書の提出があつた場合には、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全部又は一部について、規則第十六条第二項の規定により、その返還を請求するものとする。
第七号様式の次に次の様式を加える。

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者氏名）

認定職業訓練運営事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた認定職業訓練運営事業費補助金について、青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程第10条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 青森県補助金等の交付に関する規則第13条に基づき確定補助金額
金 円
- 2 補助金の額の確定時における消費税等仕入控除税額 (A)
金 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額 (B)
金 円
- 4 補助金返還相当額 (B-A)
金 円

備考 1 この報告書には、記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し等）を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 縦長とする。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社小山田建設
- 二 代表者の氏名 小山田隆
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字野田二丁目四の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二九）第七一三号
- 五 取消年月日 令和元年七月五日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、塗装工事業、防水工事業及び解体工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年五月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 松橋板金
- 二 氏名 松橋俊造
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市富港町屏風山一の六一七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第一三九九号
- 五 取消年月日 令和元年七月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十一年一月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社吉義建設
- 二 代表者の氏名 吉田セイ子
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市下久保三丁目二〇の六
- 四 許可番号 青森県知事許可(特一三〇)第六八〇二号
- 五 取消年月日 令和元年七月十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和元年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

西北地域県民局告示第三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)第十七条の規定により告示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及びつがる市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年七月三十一日

西北地域県民局長 平 野 義 一

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
つがる市柏上古川八重崎三七の一〇・三七の四四	八五・〇二メートル	六・一〇メートル	令和 元・七・三

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

青森県公安委員会規則第四号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のよ

うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
路線名	区間	路線名	区間
別表第二（第十一條の一関係） 〔略〕	青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から 青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで 青森県つがる市柏稲盛幾世百七十七番地から 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字平野百六十三番地四まで 青森県つがる市木造越水長谷川百六十二番地四から 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで	別表第二（第十一條の一関係） 〔同上〕	青森県青森市浪岡大字徳才子字山本百五番地五十九から 青森県つがる市柏稲盛岡本九十七番地一まで 青森県つがる市木造越水長谷川百六十二番地四から 青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸三百八十四番地六まで
一般国道三百三十八号	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字上尾駸二十二番地百六十二から 青森県上北郡おいらせ町苗	一般国道三百三十八号	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字上尾駸二十二番地百六十二から 青森県上北郡おいらせ町苗

〔略〕	振谷地二十六番地六まで 青森県むつ市旭町一番十五号から 青森県むつ市横迎町一丁目九番十七号まで	振谷地二十六番地六まで 青森県むつ市中央二丁目五番二十九号から 青森県むつ市横迎町一丁目九番十七号まで
一般国道三百三十九号	青森県五所川原市字下平井町四十二番地二から 青森県五所川原市大字太刀打字柳川二百六十六番地三まで	〔項を加える。〕
〔略〕	〔略〕	〔同上〕
県道八戸百石線	青森県五所川原市大字太刀打字早蕨九十八番地二から 青森県五所川原市大字太刀打字馬繫二十三番地四まで	〔項を加える。〕
〔略〕	青森県青森市第二問屋町二丁目四番十五号から 青森県青森市第二問屋町四丁目十番二十六号まで 青森県青森市大字荒川字柴田百六十番地三から 青森県青森市大字大谷字小谷一番地二百七十一まで	青森県青森市第二問屋町二丁目百十四番地三から 青森県青森市第二問屋町二丁目二百六十七番地一まで
〔略〕	青森県青森市第二問屋町二丁目四番十五号から 青森県青森市第二問屋町四丁目十番二十六号まで 青森県青森市大字荒川字柴田百六十番地三から 青森県青森市大字大谷字小谷一番地二百七十一まで	青森県青森市第二問屋町二丁目百十四番地三から 青森県青森市第二問屋町二丁目二百六十七番地一まで
〔略〕	青森県弘前市大字岩賀一丁目七番地一から	青森県弘前市大字堅田字神田三百八十番地二から
前環状	青森県弘前市大字岩賀一丁目七番地一から	青森県弘前市大字堅田字神田三百八十番地二から

線	青森県弘前市大字津賀野字 浅田八百三十一番地一まで 青森県弘前市大字堅田字神 田三百八十番地二から 青森県平川市新山松橋百三 十一番地七まで 青森県平川市日沼富田二十 八番地五から 青森県平川市杉館松橋二百 六十二番地まで	県道青 森環状 野内線	青森県青森市大字荒川字柴 田百二十六番地六から 青森県青森市大字新町野字 菅谷七十四番地二まで	〔略〕	県道荒 川青森 停車場 線	〔略〕	青森県青森市大字滝沢字下 川原百七十一番地一から 青森県青森市大字三本木字 川崎百五十八番地一まで	県道清 水川滝 沢野内 線	〔略〕	県道尾 鮫有戸 停車場 線	〔略〕	青森県上北郡七戸町字後平	県道後 線
線	青森県平川市新山松橋百三 十一番地七まで 青森県平川市日沼富田二十 八番地五から 青森県平川市杉館松橋二百 六十二番地まで	県道青 森環状 野内線	青森県青森市大字荒川字柴 田百二十六番地六から 青森県青森市大字野木字野 尻三十七番地四百六十一ま で	〔同上〕	県道荒 川青森 停車場 線	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕	県道尾 鮫有戸 停車場 線	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕

線	七百三十八番地二から 青森県上北郡七戸町字志茂 川原三百二十番地一まで	〔略〕	青森県青森市大字三内字丸 山三百九十三番地百七十三 から 青森県青森市大字三内字丸 山三百九十三番地二百七十 三まで	〔同上〕	市道三 内丸山 四十一 号線	青森県青森市大字三内字丸 山三百九十三番地百七十三 から 青森県青森市大字三内字丸 山三百九十三番地二百十四 まで	市道三 内丸山 四十三 号線	青森県青森市大字三内字丸 山三百九十三番地二百七十 八から 青森県青森市大字三内字丸 山三百四十九番地百四まで	市道野 線	青森県青森市大字合子沢字	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕
線	〔項を加える。〕	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔同上〕	市道花 園幸畑 線	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	市道花 園幸畑 線	〔同上〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕	〔項を加える。〕

木酸ヶ 湯線	青森県青森市大字野木字山口百六十四番地三十九まで	〔項を加える。〕
市道野 木二号 線	青森県青森市大字野木字野尻六十一番地四から 青森県青森市大字野木字野尻四十三番地四まで	〔項を加える。〕
市道新 町野野 木線	青森県青森市大字新町野字菅谷七十一番地三から 青森県青森市大字合子沢字松森三百七十二番地一まで	〔項を加える。〕
市道卸 売団地 一号線	青森県青森市問屋町二丁目十六番八号から 青森県青森市大字八ツ役字芦谷二百九十五番地二まで	〔項を加える。〕
市道卸 売団地 六号線	青森県青森市問屋町二丁目十五番二十二号から 青森県青森市問屋町二丁目十六番十一号まで	〔項を加える。〕
市道田 屋敷松 森線	青森県青森市南佃一丁目四十四番一号から 青森県青森市南佃二丁目一番一号まで	〔項を加える。〕
市道松 森八重 田線	青森県青森市中佃一丁目四番二十六号から 青森県青森市中佃二丁目二十三番十一号まで	〔項を加える。〕
市道松 森佃百	青森県青森市南佃一丁目二番三十二号から	〔項を加える。〕

十八号 線	青森県青森市大字田屋敷字増田十六番地二まで	十八号 線	青森県青森市南佃一丁目四番三十二号まで
市道古 館二十 五号線	青森県青森市南佃一丁目四番三十一号から 青森県青森市大字古館字安田十四番地三まで	〔項を加える。〕	
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	
市道岡 三沢下 田線	〔略〕	市道岡 三沢下 田線	〔同上〕
市道一 里小屋 線	青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木九十八番地四から 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七十三番地二十一まで	〔項を加える。〕	
市道大 曲・赤 川線	青森県むつ市南赤川町一番三十号から 青森県むつ市大曲二丁目十三番三十三号まで	〔項を加える。〕	
〔略〕		〔同上〕	

備考 表中「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和元年七月三十一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭